

令和5年度鴨川市文化財保護審議会 第1回会議会議録

1 日 時 令和5年7月7日（金） 午後1時30分から3時20分まで

2 場 所 鴨川市文化財センター学習室

3 出席者

（1）委 員

	氏 名	分 野	備 考
1	渡邊 宏	有形文化財（建築）	副会長
2	佐藤 恵重	有形文化財	
3	小谷 善親	有形文化財	会長
4	富樫 辰也	記念物（海洋）	

※欠席

	氏 名	分 野	備 考
1	松原 智美	有形文化財	
2	鎌田 直人	記念物（植物）	

（順不同、敬称略）

（2）市

	所属・職	氏名	備考
1	教育委員会教育次長	山口 昌宏	
2	教育委員会生涯学習課長	岡安 泰弘	
3	教育委員会生涯学習課 課長補佐	岡安 晃広	
4	教育委員会生涯学習課 文化振興係長	畑中 博司	
5	教育委員会生涯学習課 文化振興係	永井 宏直	

(3) 傍聴者

2人

4 資 料

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 出席者名簿
- ・ 資料1 鴨川市指定文化財「木造阿弥陀如来坐像」の指定（名称変更）について
- ・ 資料2 鴨川市文化財保存活用地域計画の策定について
- ・ 資料3 市民アンケートについて

5 会議内容

(1) 開会（午後1時30分）

(2) 委嘱状交付

教育次長から出席委員へ委嘱状を交付した。

(3) あいさつ 山口教育次長

(4) 会長、副会長の選出

教育次長の進行により、会長に小谷善親委員を、副会長に渡邊宏委員を選出した。

(5) 諮問

- ① 鴨川市文化財の保護に関する条例第4条第3項の規定に基づき、教育委員会から審議会に対し、鴨川市指定文化財「木造阿弥陀如来坐像」の指定（名称変更）について諮問
- ② 文化財保護法第183条の3第3項及び鴨川市文化財の保護に関する条例第24条の規定に基づき、教育委員会から審議会に対し、鴨川市文化財保存活用地域計画の策定について諮問

(6) 議事

鴨川市文化財の保護に関する条例第27条第2項の規定に基づき会議が成立したことについて事務局から報告した後、同条第1項の規定に基づき、小谷会長が議長となって議事を進行了た。

冒頭、議長から、佐藤恵重委員を会議録署名委員として指名した後、議事に入る。

議事1 鴨川市指定文化財「木造阿弥陀如来坐像」の指定（名称変更）について

資料1に基づき事務局から説明

〔佐藤委員〕

鏡忍寺の希望はあるかもしれないが、釈迦如来坐像と断定できないのであれば如来坐像でよい。

〔小谷会長〕

異議はありませんので、当審議会の意見は事務局の説明のとおりでよろしいか。

〔佐藤委員〕

木造阿弥陀如来坐像から木造如来坐像に名称変更するのが適当ということによい。

〔小谷会長〕

審議の結果、お手元の資料のとおり「木造如来坐像」に名称変更することに決した。

〔事務局・畑中〕

審議会の意見がまとまったので、答申について議事に追加したい。

〔小谷会長〕

事務局から、本日の議事に答申についてを追加したいと提案があった。これに異議はありませんか。

異議なしと認め、答申についてを議事に追加する。

〔事務局・畑中〕

（答申案を配布）

令和5年7月7日付鴨教生第414号で諮問のあった鴨川市指定文化財「木造阿弥陀如来坐像」の指定（名称変更）については、本審議会において慎重なる調査及び審議を行った結果、次のとおり指定（名称変更）することが適当であると認める。

名称を現行の「木造阿弥陀如来坐像」から「木造如来坐像」に変更する。

理由は、昭和53年4月の文化財指定の際に「阿弥陀如来」とした理由が不明であり、また、鏡忍寺における記録も残されていない。

手印と着衣をもって「阿弥陀如来」ではないと断言することはできない。

また、「阿弥陀如来」であると断言することはできない。

所有者は「釈迦如来」に名称変更することを希望しているが、積極的に是とするだけの資料が乏しい。

これらのことから、「木造阿弥陀如来坐像」から「木造如来坐像」に名称変更することが適当であると判断する。

〔小谷会長〕

皆様から意見・質問はあるか。

この文書を答申とすることに異議ありませんか。

異議なしと認め、配布の資料のとおり答申とする。

議事2 鴨川市文化財保存活用地域計画の策定について

資料2、3に基づき事務局から説明

〔佐藤委員〕

このようにしっかりと計画を作っていくことは大切だ。具体的なことはわからないが、例えば

アンケートの中に鴨川らしいイメージとあるが、誤解されやすい。例として挙げている中から選べば、それでよいと捉えられてしまうのではないか。設問に当てはまらないものも文化財として数多くある。問9の身近な文化財という質問もあるが、問8はもっと例を多く挙げたほうがよい。もっと間口を広げるべきだ。

〔事務局・畑中〕

問8と問9は、これがアンケートの中で一番重要な質問だと考えている。
事務局の今の意図としては、たくさんの例を挙げて選んでもらう方法と、自由意見を多く記入してもらう方法のどちらがよいのか検討している。佐藤委員の意見を参考として、事務局で検討を進める。また、この後、文化財保存活用地域計画策定協議会もあるので、協議会でもアンケートの内容に意見をいただく。

〔渡邊委員〕

問8の質問に例として挙げているものに丸をつけて欲しいとあるが、例に丸をつけることには矛盾を感じる。自由意見を多く記入できるように、自由記入欄は少なくとも半ページくらいのスペースをとっていただきたい。

〔佐藤委員〕

問8について渡邊委員に付け加える

歴史と文化と書いてあるが、地質学的なものや生物学的なものなどをつけ加えたらどうか。

地区別に歴史文化、地質、民俗など項目を分けたらどうだろうか。このようなものが鴨川にはあるという紹介にもなる。

例えば、江見には江見根古屋城があり、山城好きな人たちがインターネット検索をして情報を得ている。

アンケートに回答することで、自分の地区にこのような文化財があると知ることにもつながる。

地区別に分類して数多く文化財を挙げて、選択数を3つと言わずに複数選択できるようにしたらどうか。項目ごとに3つずつ選択するとか。アンケート回答者が、自分の地域にある文化財のことを知るよい機会にもなる。

例には、鴨川市民が認知している、意識している文化財を多数挙げておけば、身近にある文化財が浮かびあがってくると同時に、今まで知らなかった文化財の周知になるのではないか。文化財保存活用のよい資料にもなる。

〔渡邊委員〕

問8の鴨川らしい文化財という表現はこの段階では必要ではない。鴨川らしいということをこの段階でいわなくてもよい。できるだけ例をたくさん挙げて丸をつけるというと、鴨川らしいという質問に不自由さが出てしまう。

〔事務局・畑中〕

鴨川らしいというよりも、身近な自分たちの地域にあるものを選んでほしい。鴨川らしさを求

めているわけではない。

〔渡邊委員〕

意図はわかるがここで鴨川らしいという表現は不要ではないか。

〔佐藤委員〕

鴨川らしいという言葉をつけると非常に問題がある。例えば、鴨川といえば伊八であると思われる。もちろん伊八以外にもいろいろあるわけだから、例から選択するとなると、鴨川らしい文化財のイメージが固定されてしまう。もっと幅広く地区別に分けて選択欄を多くして。そうすればこの地区にはこのような文化財があるという紹介にもつながる。

〔渡邊委員〕

最初の意図が文化財を掘り起こしたいということであれば、鴨川らしい文化財という言葉を使うと掘り起こしに不自由さがでてしまう。

問9のお住まいの地域で身近な～という質問があるが、このアンケートの内容では市民に伝わらない。

アンケート冒頭の依頼文の2行目「建物・行事・食」という言葉があるが、「食」は「食文化」としたほうがよい。

今までの文化財を保存するという考え方から、地域資源としての活用を図るという考え方に変わってきたとあるが、活用することによって市民生活にとってどのような変化があるのかがアンケートの依頼文の中に必要である。

文化財を地域資源として活用を図ることによって、市民生活がどれだけ豊かになってくるかということが、やはり市民にとって大事なことだ。

経済的だけではなく精神的にも日常生活上も、周りの地域文化財が生き生きと活用されているという状況を、市民が日常生活で感じることによって、鴨川で生活している楽しさのようなものが市民に伝わったら、これは非常によいことだ。

それをここに表現するのは非常に難しいのだが、この「地域資源として活用を図るという考え方に変わってきました」という一文だけでは、市民には伝わらない。

〔佐藤委員〕

今の渡邊委員の意見もアンケートに組み込めばよい。

歴史と文化について古くから住んでいる人だけではなく、移住者からも案外意見が出てくるのではないか。

アンケートは文化庁のひな形があるのかもしれないが、それ以外にも鴨川市独自の内容を付け足した方が、後から反映できるような内容が盛り込めれば、後々ヒントが見つかるかもしれない。

アンケートはもう少し柔軟に、形式的な国からのひな形にとらわれず鴨川市独自の考え方で行って欲しい。

〔渡邊委員〕

市民の立場から言わせていただきたい。市民生活がよくなっていくイメージを持ってそれを考えるのは行政の役割だ。アンケートの冒頭に市民生活が豊かになるイメージを一言、二言入れて欲しい。

村が集まってできた鴨川市には精神的文化的なこれといったイメージがない。

自分が育った姫路の近くの町では、高砂神社で有名な高砂市があるが、これは7か村が集まってできた町で、近くには明石市や姫路市という大きな市があり、姫路などの城下町はひとつの町としてまとまりがあるが、高砂市は漁村と農村とが集まった町なので中心と呼べるものがない。

鴨川市にきた時に高砂市によく似ている。求心的なものがない。むしろ求心的なものがないことを、それを特徴として活かしていくのがよい。館山市は城下町の雰囲気があり中心部があるのに対して鴨川市はフラットだ。

瀬戸内海側に住んでいたが、河口に大きな城下町があり、川沿いに町が形成されて海に流れていく。鴨川市も大山地区を上流に下流に漁村があって加茂川沿いに町ができた。それをうまく使えないか。

山と海と田んぼがあり、川沿いに町が形成されて人々が交流してきた。川沿いにできた町の鴨川市のフラットな地域交流を特徴として活かしていけないか。

〔佐藤委員〕

鴨川らしさというイメージがないということを強みに、ほかの地区や東京の真似をするのではなく、鴨川にはむしろ東京にないものは何でもある。そういう気持ちで作っていくことがよい。

山と海と自然で成り立ってきた自分たちの地域を見直すよい機会になる。そして歩いてみようという気持ちになるかもしれない。

〔小谷会長〕

今問題になっているのは鴨川らしいということだが、例の中から見せるのではなくて、それ以外にもいろいろある。

例えば、山口志道の研究をしている人もいるだろうし、この例にないような、それぞれに大事なものがある。

文言をもう少し検討して欲しい。

〔佐藤委員〕

今は車の生活だから通りすぎてしまっ見えなくなっているものも多い。

歩いてみるような町づくりがよい。鴨川の町を知ろうというような骨組みを作ってみたらどうか。車で通り過ぎるのではなく歩いて知る鴨川の町。歩いて周ってみてわかるようなものをひとつ作ってみる。歩いて町づくりをしようというような。今は車を使うことが当たり前の生活をしているが、あえて身近な町を歩いてみることで再発見することもある。鴨川は歩くことで他の市町村との違いを出せるような気がする。車社会の中で歩くというのはとんでもないという話になるかもしれないが。歩くことで鴨川での時間はゆっくり過ぎるようなアピールがあるとよい。

〔渡邊委員〕

佐藤委員の発言のとおり、市内にはウォーキングしている人、ジョギングしている人が多い。馬頭観音や石碑など石造物が道にたくさんある。犬の散歩をしている人、ジョギングしている人が、それらに気づきながら走ったり歩いたりして欲しい。それにはどうやったらよいか。あまりにも日常なことだから何も感じずに動いているかもしれないが、知識をちょっと持ったり、ここにこういうものがあるとわかったりして、関心や興味を持って見てくれたらうれしい。

学生時代建築科にいたが、指定文化財と地域文化財という2つの概念があると教えられた。指定文化財は国や県や市から指定されているものだが、指定されていないものもたくさんある。地域文化財は、道のお地蔵さんなどの前を通るたびに手を合わせ日常적으로お参りするなど、地域の住人にとって生活していく上での支えになり精神的な安定につながるものだ。

生活の中にあって、忘れられている文化財を掘り起こして大切にしていく。そのことが精神的な豊かさにつながる、という考えを改めて認識できるようになるとよい。

〔小谷会長〕

議事2の審議を終了する。

予定されていた議事はすべて終了した。

（7） その他

次回の会議は11月ごろを予定する。

（8） 閉会（午後3時20分）

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により議事録の内容について確認します。

令和5年8月29日

佐藤 恵重
